

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 113,400 千円

【歳出】

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,097,543 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国（県）支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	44,448	689	7,500	6,874	3,800	25,585
	障害者福祉事業	254,488	173,460	5,000	484	9,800	65,744
	子ども・子育て支援事業	63,496	3,079	10,200	3,302	29,500	17,415
社会保険	国民健康保険事業	83,975	43,729	0	0	5,200	35,046
	介護保険事業	271,258	22,411	0	4,500	31,500	212,847
	後期高齢者医療事業	223,471	36,037	0	0	24,200	163,234
保健衛生	社会福祉医療事業	59,583	21,785	10,400	0	3,500	23,898
	予防事業	63,604	43,275	0	0	2,600	17,729
	健康づくり推進事業	24,402	2,185	0	1,523	2,700	17,994
	母子保健事業	8,818	4,365	0	48	600	3,805
合計		1,097,543	351,015	33,100	16,731	113,400	583,297

※ この資料は、地方税法第72条の116（平成26年4月1日施行）の規定を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる経費について明らかにするものである。